

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。

地域の森林から生産された木材を、県内外の住宅・非住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、林地残材や製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

(2) 取組状況

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」及びその実践計画である「森林・林業戦略プラン（第3期：H28～R元年度）」においても、原木増産と木材の供給体制の強化、木材製品の高品質・高付加価値化、県内はもとより海外を含めた県外への出荷拡大等に取り組み、木材利用を推進しました。

また、平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（平成31年4月更新）を策定し、県内の公共建築物等における県産木材利用を積極的に進めています。

※1. カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
林業課	0852-22-6539